京都市告示第 5 7 号

都市計画法(以下「法」という。)第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)緑地を変更したので、 法第21条第2項の規定において準用する法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

平成24年5月9日

京都市長 門川 大作

- 1 緑地の名称
- (1) 変更する緑地2号鴨川緑地
- (2) 廃止する緑地7号鴨川下流緑地
- 2 都市計画を定める土地の区域
- (1) 追加する部分

東山区宮川筋八丁目,朱雀町,上人町,西橘町,鍵屋町,上堀詰町,下堀詰町,目吉町,一橋宮ノ内町,一橋野本町,福稲岸ノ上町,福稲柿本町,福稲高原町,福稲川原町,下京区下材木町,都市町,八ツ柳町,菊屋町,平岡町,鍵屋町,上二之宮町,下二之宮町,稲荷町,若宮町,川端町,屋形町,南区東九条南河原町,東九条河西町,東九条北松ノ木町,東九条南松ノ木町,東九条柳下町,上鳥羽火打形町,上鳥羽塔ノ森東向町,上鳥羽塔ノ森洲崎町,伏見区深草西川原町,深草勧進橋町,深草向川原町,竹田向代町,竹田中島町,竹田流池町,竹田青池町,中島秋ノ山町,中島流作町及び中島河原田町の各一部

(2) 廃止する部分

南区上鳥羽火打形町,上鳥羽塔ノ森東向町,上鳥羽塔ノ森洲崎町,伏見区竹田中島町,竹田流池町,竹田青池町,中島秋ノ山町,中島流作町及び中島河原田町の各一部

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市都市計画局都市企画部都市計画課

(都市計画局都市企画部都市計画課)